

特定(産業別)最低賃金の改正決定を求める申出書(写)

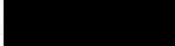
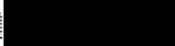

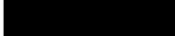
- 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信
機械器具製造業最低賃金——【全日本電機・電子・情報関連産業労働組合 連合会石川地方協議会】

- 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網・網地製造業
最低賃金——【U Aゼンセン石川県支部】

- 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金——【U Aゼンセン石川県支部】

令和3年7月1日

石川労働局長
吉田 研一 様

石川県電気機械器具製造業最低賃金事務局
石川県金沢市西念3丁目3番5号
全日本電機・連産業
労働組合連協
議 長  知

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

11,111名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次にあげる者は除く。

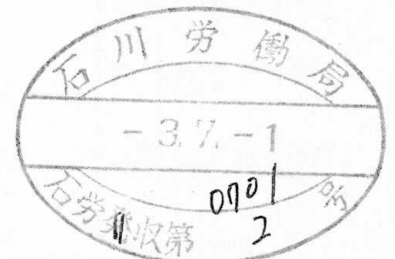
- (1) 18歳未満または65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する者

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3項の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。



石川労働局長
吉田研一 殿

年 7月19日

セン石川県支部
石川県金沢市神田2-3-13
支部長 秋葉

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業を営む使用者に使用される労働者 2,783名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

「石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金」

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

- (1) 現在適応されている法定最低賃金額 時間額 782円
- (2) 合意を得た適応を受けるべき労働者数 令和3年7月現在 1,068名
1,068
- (3) 合意率 $\frac{1,068}{2,783} = 38.4\%$
2,783
- (4) 労働協約の賃金の最も低い額 7,091円/日 915円/時間

5. 添付書類

- (1) 賃金の最低額若しくは初任給に関する労働協約若しくは労使協定の写し
- (2) 組織における合意を表す機関決定（決議書）の写し
- (3) 申出代表者に対する委任状の写し
- (4) それぞれの合意の効力が及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、および当該地域内の組織と代表者一覧。
- (5) 疎明資料



以上

石川労働局長
吉田研一 殿

3年 7月19日

ンセン石川県支部
石川県金沢市神田2-3-13
支部長 秋葉

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県百貨店、総合スーパー最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲
石川県において、百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者 5,090名
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名
「石川県百貨店、総合スーパー最低賃金」
3. 申出の内容
上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。
(1) 現在適応されている法定最低賃金額 時間額 865円
(2) 合意を得た適応を受けるべき労働者数 令和3年7月現在 2,604名
$$(3) \text{ 合意率 } \frac{2,604}{5,090} = 51.2\%$$
5. 添付書類
(1) 賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写し
(2) 組織における合意を表す機関決定（決議書）の写し
(3) 申出合意及び委任状の写し
(4) それぞれの合意の効力が及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、および当該地域内の組織一覧。
(5) 疎明資料



以 上